

利 用 契 約 書

社会福祉法人長岡老人福祉協会ケアハウス桃李（以下「施設」という。）の利用について利用者（以下「甲」という。）とケアハウス桃李施設長（以下「乙」という。）との間に、次のとおり利用契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は甲が心身ともに充実した明るく楽しい日常生活をおくれるよう、国の定める基準に従いサービスを提供するものとし、甲はそれに要した費用の一部または全部を負担するものとする。

（乙の責務）

第2条 乙は、国の定める基準に従い、食事、入浴、その他生活上必要なサービスを提供するため施設に必要な職員を置き、甲の各種相談に応じ、適切な助言を行い、防災・疾病・負傷等の緊急時の援助及び施設の効果的運営管理を行う責務を有するものとする。

（甲の費用負担）

第3条 甲は、乙が施設利用者相互の利便のため定めた規則を守り、相互の融和親睦を図るとともに、国の定める基準により乙が定める利用料等のほかに光熱費等使用料の実費を負担するものとする。

（施設設備の償還等費用）

第4条 甲は、この契約を締結するにあたり、施設整備費の償還費用等の一時金として夫婦部屋40万円、個室20万円を乙に納入するものとし、分割納入分（以下「居住に要する費用（旧管理費）」という。）については、毎月、所定の額を乙に納入するものとする。

2 第1項に定める一時金は、原則として他の費用に充当しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

（1）やむを得ない事情で第5条に定める利用料等の支払いが遅延したとき。

（2）第15条に定める原状回復に要する費用及び損害賠償の支払いが遅延したとき。

3 第1項の一時金は、この契約が終了又は解除したときは、国の定める基準に従い2ヵ月以内に返還するものとし、前項の支払いに充当した金額がある場合の返還の額は、その残高とする。

4 この契約にあたり、第1項の一時金の返還が生じたときの返還金受取人届けを乙に提出するものとする。返還金受取人を変更したときも同様とする。

（利用料等）

第5条 甲は、乙の定める利用料を納入するものとする。

2 利用料は、生活費、サービス提供に要する費用（旧事務費）及び居住に要する費用（旧管理費）とし、県が定める基準により乙が定める額とする。

- 3 前項に定める利用料のほか、甲が居室で使用する電気、水道及び電話使用料は甲が負担する。
- 4 第1項の利用料は当月分を当月の16日までに、前項の使用料は、当月分を翌月の16日までに甲が乙に納入するものとする。
- 5 前項の利用料及び使用料は原則として、銀行の口座振替とする。ただし、甲から乙に現金払いの申し出があった場合はその限りではない。

(身元保証人)

第6条 甲は、原則として身元保証人2名をたてるものとする。

- 2 身元保証人は、この契約を締結するときに身元保証書を乙に提出するものとする。身元保証人を変更したときも同様とする。
- 3 身元保証人は、甲が負うべき一切の責務について連帯してその責を負うほか、この契約が終了または解除したときは、甲の身柄を引き取る責任を負うものとする。
- 4 乙は、甲の健康状態等の現況を年1回以上身元保証人に報告するものとする。
- 5 身元保証人の住所等に変更があったときは、その旨を乙に報告しなければならない。

(収入申告書)

第7条 甲は、入所時及び毎年6月の期日までに、翌年度の利用料認定に必要とする前年における収入申告書とそれを確認するために必要な書類を、乙に提出しなければならない。

(各種サービス)

第8条 乙が提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) 疾病、負傷等緊急時の援助
- (5) その他、乙が必要と認める日常生活の援助

(食事)

第9条 乙は甲に対し、1日3食、健康に配慮した食事を食堂において提供する。特に医師の指示がある場合は、その指示による特別の食事を提供するものとする。

(入浴の準備)

第10条 乙は、常に入浴準備を良好に管理し、入浴日は週3回以上とし、定められた時間に甲が利用できるように準備をするものとする。

(生活相談及び助言)

第11条 乙は、甲からの要望があれば常時各種の適切な助言、相談に応じ、必要があれば行政及び関係機関への照会、手続き等の援助を行うものとする。

(生活の援助)

第12条 乙は甲が日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとする。この場合の費用は甲の負担とする。

(レクリエーション)

第13条 乙は、甲の生活が明るく豊かなものになるよう必要に応じて、助言を行うとともに、甲が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合には、適宜、便宜を供し協力するものとする。

(居室の改装及び模様替え等)

第14条 甲は、原則として居室の改装及び模様替え等をしてはならない。ただし、やむを得ない事情により居室の改装及び模様替え等をする場合は、あらかじめ乙の承認を得なければならない。この場合に要した費用は甲の負担とする。

(損害賠償及び原状回復の義務)

第15条 甲は、契約終了または解除し居室を明け渡すときは、乙と甲（甲が死亡したことにより、この契約を終了した場合、甲の身元保証人をいう。）が協議して定める期間内に、必要な修理を行い居室を原状に回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に替わって前項に定める原状を回復し、その費用の一部または全部を第4条に定める一時金から充当することができるものとする。

3 甲は、故意又は重大な過失によって建物、付属設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償、または原状に回復する責を負うものとする。

(賠償責任)

第16条 天災地変その他の不可抗力による災害、盗難、暴動若しくは外出中の不慮の事故により甲が受けた損害、被害等については、乙は一切の賠償責任を負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失があった場合はこの限りでない。

(長期不在)

第17条 甲が長期不在となった場合には、甲は乙にあらかじめその旨を届け出るとともに、利用料等の支払い、居室の安全確保、連絡方法その他必要な事項について乙と協議するものとする。

(居室の立ち入り)

第18条 乙は、居室の安全、衛生、防犯、防火その他管理上緊急の必要があると認められるときは、甲の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(契約の終了)

第19条 甲が自らの意志で退居したとき、または死亡したときは、この契約が終了するものとする。

2 甲が死亡したときは、次の定めるところにより処理するものとする。

- (1) 乙は、甲の所有物を善良に管理保管し、甲の身元保証人に一切を引き渡すものとする。
- (2) 甲の身元保証人は、15日以内にその所有物を引き取り、第15条に定めるところにより居室の原状を回復し、乙に引き渡すものとする。
- (3) 明け渡しの期日が過ぎてなお残置された所有物については、甲の身元保証人はその所有物を放棄したものとみなし、乙において処分することができる。

(契約の解除)

第20条 乙は甲が次の各号に該当したときは、2か月間の予告期間において契約を解除することができる。

- (1) 入所の条件に関して、虚偽の届け出を行って利用を承認されているとき。
- (2) 第5条に定める利用料等の支払いを3ヵ月分以上怠ったとき。
- (3) 日常生活の起居動作に介護を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠落のため、施設での生活に著しい支障を与えるおそれがあるときと認められたとき。
- (5) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけているとき。
- (6) その他、この契約の条項及び乙が別に定める「生活のしおり（重要事項説明書）」に違反し、且つ乙の指示指導に従わないとき。

2 甲が入院等の理由で継続して3か月以上施設を利用しないとき、または使用しないと見込まれるとき、乙、甲若しくは甲の身元保証人と協議の上、対処するものとする。

(補 則)

第21条 この契約について疑義が生じたとき及び契約に定めのない事項が生じたときは必要に応じ乙、甲若しくは甲の身元保証人と協議し誠意をもって処理する。

この契約の締結を証するため、甲及び身元保証人、乙は記名、押印のうえ、甲と乙は本書各1通を保管し、身元保証人は写しを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（利用者）

住 所

氏 名

印

甲（夫婦利用の場合の配偶者）

住 所

氏 名

印

身元保証人

住 所

氏 名

印

身元保証人

住 所

氏 名

印

乙 住 所 新潟県長岡市西津町4630番地

氏 名 社会福祉法人 長岡老人福祉協会
ケ ア ハ ウ ス 桃 李
施 設 長 島 影 尚 弘 印